

(様式第2号)

平成28年度第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(芦屋公園有料公園施設) 会議要旨

日 時	平成28年10月4日(火) 13:45~14:50
場 所	芦屋市立体育館・青少年センター3階 第1研修室
出 席 者	委員長 富田 智和 副委員長 岡田 明 委 員 藤川 千代 委 員 倉本 宜史 委 員 比嘉 悟 市出席者 企画部長 稗田 康晴 企画部主幹(総合政策担当課長) 鳥越 雅也 政策推進課係長 吉泉 里志 政策推進課係員 岡本 将太 政策推進課係員 西村 勇一郎 事 務 局 社会教育部長 川原 智夏 スポーツ推進課長 木野 隆 スポーツ推進課係長 木戸 秀行 スポーツ推進課係員 大西 貴和 スポーツ推進課係員 藤岡 厚貴
事 務 局	スポーツ推進課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公 開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 (非公開・一部公開とした場合の理由) 申請書類等の審査を行うため
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 応募者と委員の関係について
- (2) 開会
- (3) 議題
 - ① 応募状況等について
 - ② 応募者の団体種別変更について
 - ③ 第二次選考(面接審査)について

(4) 閉会

2 配布資料（資料1～6は事前配布）

- 資料1 募集要項
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 審査要領
- 資料4 選定基準
- 資料5 質問・回答
- 資料6 申請書類一式
- 資料7 要項等の変更点について
- 資料8 第二次選考について
- 資料9 報告書一式

3 応募者と委員の関係について

応募者と委員との関係の有無と接触の有無について、全員無しということを確認した。

4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から3人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数5人中5人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立していることを確認した。

5 審議内容

富田委員長：それでは、議題①の「応募状況等について」の内の「前回からの要項等の変更について」事務局より説明願います。

事務局：【募集要項と選定基準の変更について説明】

富田委員長：事務局から説明がありましたが、質問・意見があればお願いいたします。

富田委員長：前回出たご意見が全部盛り込まれているので、よろしいですかね。特にないということで、議題①の「応募状況等について」の「応募状況及び応募者の概要について」事務局より説明願います。

事務局：【申請書類に基づいて応募状況説明】

岡田委員：今回申請してきた■■■■■は、三社の中でどういう住み分けをされるのですかね。

事務局：■■■■■
■■■■■
■■■■■

富田委員長：次に、「欠格事由」及び「経営状態等に懸念のある法人等の有無」の事前審査結果について、事務局より説明願います。

事務局：【申請書類に基づいて事前審査結果の報告】

富田委員長：ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

藤川委員：書類を拝見する限り、ただちに懸念がある状況ではありません。

富田委員長：財務状況については、書類を見る限り、特に心配はないということですね。

富田委員長：それでは、議題②の「応募者の団体種別変更について」事務局より説明願います。

事務局：【申請書及び報告書一式に基づいて説明】

富田委員長：現在、任意団体としての[]と一般社団法人としての[]という2つのクラブが併存しているという状態になっている訳ですね。そして一般社団法人自体は、9月1日に設立されていると。今回は任意団体としての[]で申し出をされています。ただ事業譲渡を予定されていて、事業一式をこの一般社団法人に来年の4月1日付で移すことになっている訳です。そうなることで、仏に魂が入るといふ形になる訳ですよ。今は、仏を作ったけど、魂が入っていない状態にあって、二つ併存しているということになります。この議事をどちらで進めていくのか、届け出があった任意団体の[]で許可するか審議を行うのも一つのやり方で、そうすると事業譲渡が成立した時にまた別途この会議を開いて、この法人に事業譲渡されたことに伴って、この法人が管理運営を行なっていくのを是とするか非とするかで、もう一度審議しなくてはならないということでございます。もう一つ考えられる案としては、それであれば、一般社団法人としてここで一括して審議を行なうというものです。これだと、1回で会議が終了するということになります。そこは、この委員会で十分に審議を行なって、結論を出さないといけないという考えでおります。一般社団法人で審議をするのか、あるいは任意団体として応募を出されたのだから、任意団体として審議を行なって、4月にもう1回会議を開いて、検討をするという考えをとるのか、どちらの考え方をとるのか今ここで議論しましょうということです。ここが争点になります。争点がお分かりにならない方がいらっしゃったら、質問をお願いします。

富田委員長：争点がよろしければ、一般社団法人として審議を行うのか任意団体として審議を行うのか各委員の先生のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

岡田委員：折角、一般社団法人をお取りになって、なられるんだから、私はそちらで審議すべきだと思います。

倉本委員：変更届が出されていて、これの不備がなければ、次の実体的なもので評価す

るのがいいかなと思います。

富田委員長：つまり、一般社団としてということですか。

倉本委員：はい。

藤川委員：私も同意見です。

比嘉委員：事務局が一般社団法人でやりにくくなければ、1回で済ませる方法でいいかなど。

富田委員長：各委員共、意見が一致していますので、審査については、一般社団法人として審議をするということでもいいかなとも思うのですが、ただ問題は4月1日に事業譲渡がなされたかどうかという検証作業が不可欠のような気がするのです。それは事務局の方で行なうということでもよろしいでしょうか。

事務局：法人格ということで、申請というものが4月1日でないで登記簿上はされないとしますので、それを事務局が確認させていただいた上で、委員長および委員の皆様にご連絡させていただくのがよろしいのではないのでしょうか。

富田委員長：そうですね。別途の会議までは必要ではなく、書面審査を4月1日以降に行なって、有効な事業譲渡がなされたかを検証するというので、一般社団法人として審議を進めていくという形になりますかね。

富田委員長：それでは、審議については全員一致で、一般社団法人として取り扱うということにしたいと思います。

富田委員長：それでは、「第二次選考」に進みたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局：【面接審査に基づいて説明】

富田委員長：プレゼンの15分というのは1社ということではないですよ。連合体として15分ですね。

事務局：はい。

富田委員長：何か他にご質問ございませんでしょうか。

岡田委員：企業にはプロみたいな人、専門の人がいるから。びっくりするぐらい上手な人がいますよ。どんな質問でも、さらっと答えます。

比嘉委員：どんな風にプロと見分けるのですか。

岡田委員：社員だから仕方ないですよ。

藤川委員：コンサルティングの仕事とかで公募する場合に、プレゼンの場に社員の中のプレゼンのプロではなくて、この業務に携わっている人が必ず来るようにと条件をつけているケースもあります。今回は計画に実名が書かれているようですので、その方が来られるかなと思いますので、あえて書く必要もないかもしれませんね。

事務局：基本的な概念としましては、プロというのは外部の方を招聘するというものを指していて、内部で部署であるとか、プレゼンに長けた方もいらっしゃる

ますので、業務に携わっている方で、社員であればいたしかたないかなど。あくまでも外部の方をプレゼンのためだけにというのは、やめてくださいという位置づけで考えていただければと思います。

岡田委員：今現在は4面でしたが、これが10面の管理になるということですよ。

事務局：管理自体はこれまでも10面していたのですが、6面は現指定管理事業者が占有で使用していたのをやめて、市民に開放する形になっています。

岡田委員：6面については、メンバーであってもきちんと申し込んでやるということになるのですか。

事務局：原則そうなります。自主事業としてスクールをするとか、原則普通に申し込んで、普通にやるというのが本来の業務となりますので。

岡田委員：今メンバーが[]ぐらいおられるでしょう。メンバーは優先的に使用できていたのに、なんのためにメンバーになったのかわからない。そのところが疑問なのです。

事務局：市としましては、市民に10面開放することにしたのですが、ヒアリングの時に、お聞きしてもらってもよいかもしれません。

岡田委員：コートが常に混んでいるから、常に抽選だと、外れたらメンバーでも駄目だということになりますね。

事務局：委員のおっしゃられていることは、よくわかります。どのような工夫をされているのかも確認されてはどうかと思います。

岡田委員：それをしてもらわないと意味がないですよ。

事務局：それにつきましても次回に質問していただければということと、もし違う使い方をしていけば、所管課としても指導の対象となります。

岡田委員：日常的にクラブハウスなんかは、メンバーだけが利用されている感じを受けている。それがどういう形に変わるのか楽しみにしておきます。

藤川委員：スポーツ施設の指定管理としては、ちょっと特殊事情があるというか。占有されていた6面を含めて広く指定管理の対象としている趣旨は、普通の市民の方も気軽に参加できるように、という意味でそうされているのですよね。

事務局：はい、そうです。

藤川委員：一方で事業計画は、利用料収入が既存の4面前提で、4面の過去の稼働率を元にそこから少し稼働を上げますという、4面前提の利用数の向上という書きぶりで、イメージと違う収支計画が出てきています。残りの6面はどうされる予定なのかなとよく見てみると、収支計画の中で、拠点クラブ収入というのが計上されていて、私の推測ですが、既存の[]の会費収入とほぼ同額がそこに上がってきている。計画を見る限りでは、今までとどう変わるのかなという印象を少し持ちましたので、その辺は面接でお聞きするところかなと思います。また、経営状況に懸念がないという話もありまし

たが、あくまでもこの資料に基づいて懸念がないというだけで、いろいろ資料拝見する限りでは、このクラブ自体が芦屋公園と運命を共にしている団体でいらっしゃるのでは、この度、法人化されますけど、その後どのようになっていくのかなど、気になるころではあります。

事務局：委員のおっしゃるとおり、今までの経緯がございまして、いつまでも6面占有というのは、市民に対しても説明ができませんので、その中で10面開放するように次回から公募の時にはそうしますということで、現指定管理者にも話をして公募する形になりました。一般社団法人になったらどこが違うかという、規約の中に、情報公開という項目が新たに出来ております。その中でも市民の目を意識していただくこともあり、今後の事業に質問していただく項目の一つであるかと思っております。

岡田委員：何社か応募されて、もし[REDACTED]が落ちたらどうなるのか。

事務局：落ちたら、退去いただくというのは、再三言っています。ただ、今回1社ということですので。

富田委員長：今回はそうであっても、ずっとという訳ではないですよ。

岡田委員：次は負けるかもしれない。

富田委員長：団体そのものが成り立っていくかどうか。

岡田委員：その場合は、自前のコートをも自分たちで作ってやるしかないのです。買い取ったり。

倉本委員：基本的に、何か気づいたことや聞きたいことがあれば、資料に関しては、面接審査の時にお聞きしたらよろしいのですか。

富田委員長：そうですね。他に質問はございませんか。

富田委員長：それでは、面接審査の要領の確認ですが、出席者は1社あたり2名、今回で言えば合計6名までということになります。審査時間は、説明15分・質疑応答は基本15分の合計30分ということになります。パワーポイントは持ち込みはできるのだけど、事前の提出書類以外の追加資料は認めない。プレゼンのプロの参加は認めない。従業員に限るという方法でよろしいでしょうか。

富田委員長：それでは、続けて採点方法について事務局より説明願います。

事務局：【選定基準に基づいて説明】

富田委員長：1社であっても、もし点数に達しなければ、選定し直しということですか。

事務局：はい、そうです。

富田委員長：採点の方法について何か意見、質問をお願いします。

藤川委員：コートの張替も予定されていますが、施設の長寿命化にからんで、面接でお聞きするに当たっては、日常の管理業務の中でできるだけ長く使うための予防保全等にどのように取り組む予定か、というあたりがポイントということ

ですかね。

事務局：おっしゃるとおりです。

倉本委員：選定基準の中では、1点刻みという話でしたが、審査要領の評点については、2点刻みなっているのですが、どちらを使えばよろしいのでしょうか。

事務局：2点刻みは、あくまで参考としてで、6点を普通とすれば、普通よりちょっと劣っているかなとなれば5点となりますし、目安として書かせていただいています。

富田委員長：特になければ、提案通りということにします。

富田委員長：以上で、全ての議事が終了したので、これで閉会とします。

以上